

ホッとだより

平成 30 年度
第 5 号
【3 月発行】

成年後見制度をご存知ですか？

『成年後見制度』は、認知症や知的障がい、精神障がい等のために判断能力が十分でない方の権利や財産を守るための制度です。本人の判断能力の度合いによって3つのタイプがあるほか、いずれ判断能力が衰えた時に効力が生じるものもあります。今回は、高齢化社会の進行に伴い、ますます身近になる成年後見制度について、ご紹介します。

成年後見制度とは？



判断能力が十分でない方を守るために後見人等が契約や財産管理を支援する制度です。

「認知症が進んだ親の判断力が不安だ」「これまで同居していた家族が亡くなり、知的障がいのある人が一人になってしまった」「心の病が何年も長引いており、日常生活が不安だ」そのような

認知症や知的障がい、精神障がいなどのために、判断能力が十分でない方の権利や財産を守るための制度が「成年後見制度」です。

例えば、本人が今後の暮らしのために本人所有の不動産を売りたい、福祉サービスを受けた場合などに、家庭裁判所に「成年後見制度」の利用を申立て、手続きを行えば、家庭裁判所が選任する「後見人等」が本人の身の回りに配慮しながら、本人の財産を適切に管理します。高齢者を狙う詐欺や悪質商法のなかには、加齢や認知症による判断能力の衰えにつけこむものもあり、そうした被害を防ぐためにも活用できます。

成年後見制度では、支援を受ける本人の判断能力の度合いによって、支援内容が後見・保佐・補助・任意後見の4つに分類されます。

成年後見制度を利用するには？

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に申立てをすることが必要です。申立てができるのは、本人とその配偶者、四親等内の親族です。また、身寄りがいないなどの理由により、申立てをする人がいない場合には、根室市長が申立てを行うことができます。申立てに必要な書類や費用は次のとおりです。

▼主な必要書類

申立書

診断書（成年後見用）

本人の戸籍謄本

※申立書や診断書の書式は家庭裁判所で入手できます。



▼申立て費用

申立手数料

1件につき 800円

登記手数料

1件につき 2,600円

郵便切手

2,776円分

このほか、本人の判断能力を医学的に鑑定するための費用が加わる場合があります。

家庭裁判所への申立てから法定後見（後見、保佐、補助）の開始までのおおよその流れは左の図のとおりです。申立てから法定後見開始までの期間は案件によって異なります。申立て後、家庭裁判所では、本人のためにどのような保護や支援が必要かなどの事情に応じて、本人の支援にふさわしい方を後見人等に選任します。後見人等は、一人が選任される場合もあれば、複数の後見人等が選任される場合もあります。

後見人等となった人は、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約を結んだりして、本人を保護・支援する役割を担います。後見人等の仕事は法律行為に関するものに限られ、食事の世話や介護等は含まれません。後見人等としての仕事は、本人が亡くなるまで続きます。

【問合せ】

地域包括支援センター

電話（23）6111

内線2181



手続きの流れ

相談・案内

手続きの流れや必要書類などについて、家庭裁判所や市役所などにお問い合わせをさせていただきます。

申立て

申立書などの書類に申立手数料などを添えて、家庭裁判所に申立てます。

調査
審問
鑑定

調査：家庭裁判所の職員が、申立人や本人から事情を聞くなどします。
審問：必要に応じて、裁判官が申立人や本人から事情を聞くなどします。
鑑定：必要に応じて、本人の状態を医師が鑑定します

審判

家庭裁判所が、本人が必要とする支援に最適な人や法人を、成年後見人等に選任します